

# 中華人民共和国外貨管理条例

(2008年8月施行)

2008年8月

日本貿易振興機構（ジェトロ）上海センター 編

※ 本資料は上海里格法律事務所のご好意により、ジェトロが同社から許諾を得てウェブサイトに掲載しています。

なお、中国政府が発表した原文については、以下の URL よりご参照いただけます。

[http://www.safe.gov.cn/model\\_safe/laws/law\\_detail.jsp?ID=8010000000000000,47&id=4](http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8010000000000000,47&id=4)

## 中华人民共和国国务院令

第 532 号

「中華人民共和国外貨管理条例」は、2008 年 8 月 1 日に国务院第 20 回常務会議での修正を経て可決された。ここに改正「中華人民共和国外貨管理条例」を公布し、公布日より施行される。

総理 温家宝

二〇〇八年八月五日

## 中華人民共和国外貨管理条例

### 第一章 総則

**第一条** 外貨管理を強化し、国際収支のバランス保持の促進並びに国民経済の健全な発展促進に資するため、本条例を制定する。

**第二条** 国务院外貨管理部門及びその分岐機関（以下、合わせて「外貨管理機関」という）は、法に従い、外貨管理に関する職責を果たし、本条例の実施に責任を負う。

**第三条** 本条例において外貨とは、下記に掲げる外貨で表示される国際決済に利用可能な支払手段及び資産をいう。

（一）外貨現金。紙幣、硬貨を含む。

（二）外貨支払証憑または支払に用いる具体的手段。証票、銀行預金証憑、銀行カード等。

（三）外貨有価証券。債券、株券等を含む。

（四）特別引出権

（五）その他外貨資産。

**第四条** 国内機構、国内個人の外貨収支または外貨経営活動、ならびに国外機構、国外個人の国内における外貨収支または外貨経営活動に、本条例を適用する。

**第五条** 国は、日常的に行われる国際的支払及び移転は制限しない。

**第六条** 国は、国際収支統計申告制度を実施する。

国务院外貨管理部門は、国際収支に対し統計、監視測定を行い、国際収支状況を定期的に公表する。

**第七条** 外貨業務を經營する金融機構は、国务院外貨管理部門の規定に基づき、取引相手のため外貨口座を開設し、且つ同外貨口座を通じて外貨業務を行う。

外貨業務を経営する金融機構は、法に従い、取引相手の外貨収支及び口座変更状況を外貨管理機関に報告しなければならない。

**第八条** 中華人民共和国国内では、外貨の流通を禁止し、外貨による価格計算及び決済をしてはならない。但し、国に別途規定がある場合は除く。

**第九条** 国内機構、国内個人の外貨収入は、国内へ回収するか国外へ預けおくことができる。国内への回収または国外での保管の条件、期間等については、國務院外貨管理部門が国際収支情況並びに外貨管理の需要に基づき規定する。

**第十条** 國務院外貨管理部門は、法に従い外貨を保有し、国家外貨備蓄の管理、経営を行うとともに、安全、流動、増値の原則を遵守する。

**第十一条** 国際収支に重大な不均衡が生じたときまたは生じる可能性がある場合、国民経済が重大な危機に陥ったときまたはその可能性がある場合、国は、国際収支に必要な保障、制御等の措置を講ずることができる。

## 第二章 經常項目の外貨管理

**第十二条** 經常項目の外貨収支は真実にして適法な取引に基づくものでなければならない。外貨決済、外貨販売を行う金融機構は、國務院外貨管理部門の規定に従い、取引証券の真実性及びその外貨収支との一致性につき合理的審査を実施しなければならない。

外貨管理機関は前項の規定する項目に対し監督検査を行う権利を有する。

**第十三条** 經常項目の外貨収入は、国の関係規定に従い保留するか外貨決済、外貨販売業務を経営する金融機構に売却することができる。

**第十四条** 經常項目の外貨支出は、國務院外貨管理部門の外貨支払並びに外貨購入に関する管理規定に従い、有効な証券により所有の外貨で支払うか外貨決済、外貨販売業務を経営する金融機構より購入し支払うことができる。

**第十五条** 出入国時に持参した外貨の申告限度額は、國務院外貨管理部門が定める。

## 第三章 資本項目の外貨管理

**第十六条** 国外機構または個人が国内へ直接投資するときは、関係主管部門の許可を得た後に、外貨管理機関にて登記しなければならない。

国外機構、国外個人が、国内で有価証券またはデリバティブ商品の発行、取引業務に従事するときは、国の市場参入規定を遵守し、國務院外貨管理部門の規定に従い登記しなければならない。

**第十七条** 国内機構、国内個人が国外へ直接投資するか国外で有価証券またはデリバティブ商品の発行、取引業務に従事するときは、國務院外貨管理部門の規定に従い登記しなければならない。国の規定により、関係主管部門の許可または届出を事前に得なければ

ならないときは、外貨登記前に許可または届出手続を行わなければならない。

**第十八条** 国は外債に対し数量管理を行う。外債の使用については国の関係規定に従い処理しなければならない。且つ外貨管理機関にて外債登記を行わなければならない。

国務院外貨管理部門は、当部門の責任において全国の外債統計及び監視測定を行い、且つ外債状況を定期的に公表する。

**第十九条** 対外的に担保を提供するにあたっては、外貨管理機関に対し申請を行わなければならない。外貨管理機関は申請人の資産負債等の状況に応じ許可不許可の決定を下す。経営範囲が国の規定上関係主管部門の承認を経なければならないときは、外貨管理機関へ申請する前に、経営範囲の承認手続をしなければならない。申請人は対外担保契約の締結後、外貨管理機関にて対外担保登記を行わなければならない。

国務院の批准を経、外国政府または国際金融機関の貸出金の転貸に対外担保を提供する場合は、前項規定を適用しない。

**第二十条** 銀行業金融機構は、許可された経営範囲内で、国外に対し商業貸出金を直接提供することができる。その他国内機構が国外に商業貸出金を提供するときは、外貨管理機関へ申請しなければならない。外貨管理機関は申請人の資産負債表等の状況に基づき、許可または不許可の決定を下す。経営範囲が国の規定により関係主管部門の承認を経なければならないときは、外貨管理機関での申請前に、経営範囲の承認手続を行わなければならない。

国外に商業貸出金を直接提供するときは、国務院外貨管理部門の規定に従い登記しなければならない。

**第二十一条** 資本項目の外貨収入を保留するか外貨決済、外貨販売業務を經營する金融機構に売却するには、必ず外貨管理機関の承認を得なければならない。但し、国の規定により承認の必要がない場合は、この限りでない。

**第二十二条** 資本項目の外貨支出は、国務院外貨管理部門の外貨支払並びに外貨購入に関する管理規定に従い、有効な証票により所有外貨で支払うか外貨決済、外貨販売業務を經營する金融機構から購入し支払うことができる。国の規定により外貨管理機関の承認を経なければならないときは、外貨支払前に、その承認手続をしなければならない。

法により終了された外資企業が、国の関係規定に従い清算、納税した後、外国投資者の所有する人民元は、外貨決済、外貨販売業務を經營する金融機構を通して外貨を購入し送金することができる。

**第二十三条** 資本項目の外貨及び決済資金は、関係主管部門並びに外貨管理機関の許可する用途に応じて使用しなければならない。外貨管理機関は、資本項目の外貨及び決済資金の使用と口座の変動状況に対し監督検査を行う。

#### 第四章 金融機構の外貨業務管理

**第二十四条** 金融機構が外貨決済、外貨販売業務を經營するかその經營を終了するときは、外貨管理機関の承認を得なければならない。その他外貨業務を經營するかその經營を終了するときは、職責分担の原則により外貨管理機関または金融業監督管理機構の承認を得なければならない。

**第二十五条** 外貨管理機関は金融機構の外貨業務に対し総合ポジション管理を行う。具体的方法は、國務院外貨管理部門が制定する。

**第二十六条** 金融機構の資本金、利益及び本外貨資産の不一致により、人民元と外貨間で転換を必要とするときは、外貨管理機関の承認を経なければならない。

## 第五章 人民元為替レート及び外貨市場管理

**第二十七条** 人民元為替レートは市場の需要供給に基づき、制限的変動為替制度を実施する。

**第二十八条** 外貨決済、外貨販売業務經營する金融機構と國務院外貨管理部門の規定する条件に合致するその他機構は、國務院外貨管理部門の規定に従い、外貨市場において銀行間の外貨取引を行うことができる。

**第二十九条** 外貨市場の取引は、公開、公平、公正及び信義誠実の原則に従わなければならない。

**第三十条** 國務院外貨管理部門は、外貨市場で取引される通貨種類及び取引方法を定める。

**第三十一条** 國務院外貨管理部門は、法に従い全国の外貨市場を監督管理する。

**第三十二条** 國務院外貨管理部門は、外貨市場の変化及び貨幣政策の要求に応じて、法に従い外貨市場に対し調整を行う。

## 第六章 監督管理

**第三十三条** 外貨管理機関は法に従い職責を履行するものとし、下記に掲げる措置を講ずる権利を有する。

- (一) 外貨業務を經營する金融機構に対し立ち入り検査を実施する。
- (二) 外貨違法行為の疑いがある場所で調査及び証拠収集を行う。
- (三) 外貨収支のあるまたは外貨經營活動のある機構並びに個人に対し、その調査対象となる外貨違法事件に直接かかわる事項について説明を求める権利を有する。
- (四) 調査対象の外貨違法事件に直接かかわる取引証票等の資料を調査、コピーする。
- (五) 調査対象の外貨違法事件の当事者及び直接関係のある単位、個人の財務会計資料及び関連文書を調査、コピーし、移転、隠蔽または破損される可能性のある文書と資料に対し封印保存することができる。

(六) 国务院外貨管理部門または省級外貨管理機関の責任者の承認を経て、調査対象の外貨違法事件の当事者と直接関係のある単位、個人の口座を取り調べる。但し、個人預金口座については、この限りでない。

(七) 違法資金等の事件にかかわる財産が既に移転、隠匿されているが、またはその可能性があること、または重要証拠が隠蔽、偽造、毀損され、またはその可能性があることが証明される場合は、人民法院に対し凍結または差押えを申請することができる。

関係単位及び個人は、外貨管理機関の監督検査に協力するものとし、関係情況に対し事実通りに説明し且つ関係する文書、資料を提供しなければならない。これに対しを拒否、妨害、ならびに隠蔽してはならない。

**第三十四条** 外貨管理機関は法に従い監督検査または調査を行うものとし、監督検査または調査を行う人員は2名を下回ってはならず、且つ証明書を提示しなければならない。監督検査、調査を行う人員が2名の以下の場合または証明書を提示しない場合は、監督検査、調査される組織及び個人はこれを拒否することができる。

**第三十五条** 外貨経営活動を行う国外機構は、国务院外貨管理部門の規定に従い、財務会計報告、統計諸表など資料を提出しなければならない。

**第三十六条** 外貨業務を経営する金融機構が、取引先の外貨違法行為に気づいたときは、速やかに外貨管理機関に報告しなければならない。

**第三十七条** 国务院外貨管理部門が、外貨管理職務の履行に必要な情報を国务院の関係部門、機構から収集することができ、国务院の関係部門、機構は、これを提供しなければならない。

国务院外貨管理部門は、国务院の関係部門、機構に対し、外貨管理業務情況を報告しなければならない。

**第三十八条** 如何なる単位及び個人も、外貨違法行為を通報する権利を有する。

外貨管理機関は、通報者に対し秘密保持措置を講ずるとともに、規定に基づき通報者または外貨違法行為の調査に協力した功績のある組織及び個人に奨励を与えるものとする。

## 第七章 法律責任

**第三十九条** 規定に違反して外貨を国外に移転し、または詐偽的手段により、国内外貨を国外に移転する等の行為を行った者に対しては、外貨管理機関は期限を定め外貨の回収を命じ、同外貨金額の30%以下の罰金を科す。その程度が重大であるときは、同外貨金額の30%以上100%以下の罰金を科す。犯罪に該当する場合は、法に従い刑事責任を追究する。

**第四十条** 規定に違反し人民元で支払うべき代金を外貨で支払うか、虚偽、無効な取

引証票等により、外貨決済、外貨販売を経営する金融機構を偽り外貨を購入する等の違法外貨取得行為があった場合、外貨管理機関は当該違法為替投機行為資金の人民元への再両替を命じるとともに、同違法外貨額の 30%以下の罰金を科す。その程度が重大であるときは、同違法外貨額の 30%以上 100%以下の罰金を科す。犯罪に該当する場合は、法に従い刑事責任を追及する。

**第四十一条** 規定に違反し外貨を国内に振込んだ場合は、外貨管理機関が改善を命じるとともに、違法金額の 30%以下の罰金を科すものとする。その程度が重大であるときは、同額の 30%以上 100%以下の罰金を科す。

違法な外貨決済があるときは、外貨管理機関が違法な外貨決済金の人民元への再両替を命じるとともに、同金額の 30%以下の罰金を科す。

**第四十二条** 外貨管理機関は、規定に違反して外貨を携帯し出入国した者に対しては、警告を与えると同時に、違法金額の 20%以下の罰金を科す。法律、行政法規が税関による処罰を規定したときは、それに従う。

**第四十三条** 許可を得ることなく対外的に借入を行い、国外で債権を発行し、または対外的に担保を提供する等の外貨管理違反行為があった場合、外貨管理機関は警告を与え、違法金額 30%以下の罰金を科す。

**第四十四条** 規定に違反し、外貨または外貨決済資金の用途を許可なく変更した場合は、外貨管理機関はその改善を命じ、違法所得があるときは、違法金額の 30%以下の罰金を科す。その程度が重大であるときは、違法金額の 30%以上 100%以下の罰金を科す。

規定に違反し国内で外貨により計算決済するか外貨口座に振込むなど違法な外貨使用行為がある場合は、外貨管理機関が改善を命じ、警告を与え、違法金額の 30%以下の罰金を科す。

**第四十五条** 許可を得ないで行われた外貨売買、形を変えた外貨売買、不法な外貨転売買、ならびに違法な外貨売買仲介行為における外貨金額が比較的大きい場合、外貨管理機関が警告を発し、違法所得を没収するとともに、違法所得の 30%以下の罰金を科す。その程度が重大であるときは、違法所得の 30%以上 100%以下の罰金を科す。犯罪行為に該当する場合は、法に従い刑事責任を追及する。

**第四十六条** 許可を得ずに外貨決済、外貨販売業務を経営した場合、外貨管理機関は改善を命じるとともに、違法所得がある場合は、その違法所得を没収し、違法所得が 50 万元以上に達するときは、違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を科す。違法所得がないまたは違法所得が 50 万元を下回るときは 50 万元以上 200 万元以下の罰金を科す。その程度が重大であるときは、関係主管部門が営業停止を命じるか業務許可証を取上げる。犯罪行為に該当する場合は、法に従い刑事責任を追及する。

許可を得ることなく、外貨決済、外貨販売業務以外の外貨業務を行なった者に対して

は、外貨管理機関または金融業務監督管理機構が前項規定に従い処罰を科す。

**第四十七条** 金融機構が下記のいずれかの状況に該当する場合、外貨管理機関は期限を定めて改善を命じると共に、その違法所得を没収し、且つ 20 万元以上 100 万元以下の罰金を科す。その程度が重大である場合または期限を過ぎても改善されない場合は、外貨管理機関が関係業務経営の停止を命じる。

(一) 経常項目の資金の収支処理にあたって、取引証票の真実性および外貨収支との一致性について合理的審査を行っていない場合。

(二) 規定に違反し資本項目の資金収支処理を行なった場合。

(三) 規定に違反し外貨決済、外貨販売業務を扱った場合。

(四) 外貨業務の総合為替ポジション管理に違反した場合。

(五) 外貨市場取引管理に違反した場合。

**第四十八条** 下記のいずれかの状況に該当する場合、外貨管理機関は改善を命じ、警告を発し、組織・機構に対しては 30 万元以下の罰金、個人に対しては 5 万元以下の罰金を科す。

(一) 規定通りの国際収支の統計申告行っていない場合。

(二) 規定通りの財務会計報告、統計諸表など資料を提出していない場合。

(三) 規定通りの有効証票を提出しておらずまたは提出した証票が真実ではない場合。

(四) 外貨口座管理規定に違反した場合。

(五) 外貨登記管理規定に違反した場合。

(六) 外貨管理機関の法に基づく監督検査または調査を拒否、妨害した場合。

**第四十九条** 国内機構が外貨管理規定に違反したときは、本条例によって処罰するほか、直接責任を負う主管責任者及びその他直接担当者に対し、処分を行う。金融機構に対し直接責任のある董事、監査役、高級管理人員及びその他直接責任を負うべき担当者に警告を発し、5 万元以上 50 万元以下の罰金を科す。犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及する。

**第五十条** 外貨管理機関の担当者が私利を図り、職権を乱用し、汚職行為を行い、犯罪行為に該当する場合は、法に従い刑事責任を追及する。犯罪行為を構成するに至らない場合は、法に従い処分する。

**第五十一条** 当事者が外貨管理機関の行う具体的行政行為に不服である場合は、法に従い行政再議を申請できる。行政再議の決定に対ししても不服である場合は、法に従い人民法院に対し行政訴訟を提起することができる。

## 第八章 附 則

**第五十二条** 本条例において、下記用語の意味は、

(一) 国内機構とは、中華人民共和国国内の国家機関、企業、事業体、社会団体、部隊等を指し、外国の中国駐在外交領事機関、及び国際組織の中国駐在代表機関はこれに含まれない。

(二) 国内個人とは、中国公民と中華人民共和国国内で満1年連続居住した外国人を指し、中国駐在の外国外交人員及び国際組織の中国駐在代表はこれに含まれない。

(三) 経常項目とは、国際収支にかかる貨物、サービス、収益及び日常的に移転が行われる取引項目等を指す。

(四) 資本項目とは、国際収支において対外資産及び負債に変動をもたらす取引項目を指し、資産移転、直接投資、証券投資、デリバティブ商品及び借入金等を含む。

**第五十三条** 非金融機構が外貨決済、外貨販売業務を営するには、国务院外貨管理部門の承認を得なければならない。具体的管理方法は、国务院外貨管理部門が別途定める。

**第五十四条** 本条例は、公布日より施行する。